

## 2. 河川整備計画の目標に関する事項

本河川整備計画は、現時点における流域及び河川の状況に基づいたものである。

ただし、今後の流域及び河川をとりまく社会環境の変化等に合わせて、適宜見直しするものとする。

### 2.1 河川整備の基本理念

都市化の進展が著しい境川流域においては、昭和 58 年に「境川流域整備計画」を策定して以来、総合治水対策を推進するとともに、境川や多くの支川についても随時整備を進めてきているが、今後も下水道整備などと連携してさらなる治水安全度を向上させていく必要がある。このため、引き続き地域の取り組みである「境川流域総合治水対策」を継続し、流域貯留施設の設置、水田等の適正な保全、まちづくり計画や下水道計画等と連携し、治水の基幹である河川の整備を推進していく。

また、都市河川でありながら残されている自然環境と河川景観を保全、継承するとともに、地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりを目指すため関係機関や地元住民と共通の認識を持ち、今後は総合的に河川環境の整備と保全に努めていく必要がある。

このような考え方のもとに、本流域においては、水害に対し、地域の取り組みと連携し、安心・安全であるとともに、川の流れを通じて自然とふれあい地域の豊かさを継承する川づくりを目指して、今後の河川整備の基本理念を以下のように掲げる。

## 『水害からまちを守り 安心・安全な暮らしを支え 地域に潤いのある川づくり』

～水害に対し地域の取り組みと連携し、安心・安全であるとともに、

川の流れを通じて自然とふれあい 地域の豊かさを継承する川づくりを目指して～



写真-33 境川 14.4km 付近



写真-34 境川 15.6km 付近

## 2.2 河川整備計画の対象区間

本河川整備計画の対象区間は、下記のとおりとする。

表-3 河川対象区間

河川名	区間	延長
境川	0.0km～約25.0km（河口から二級河川上流端）	約25.0 km
五ヶ村川	0.0km～約8.7km（境川合流点から二級河川上流端）	約8.7 km
明德寺川	0.0km～約3.0km（五ヶ村川合流点から二級河川上流端）	約3.0 km
岡田川	0.0km～約3.9km（五ヶ村川合流点から二級河川上流端）	約3.9 km
石ヶ瀬川	0.0km～約6.2km（境川合流点から二級河川上流端）	約6.2 km
鞍流瀬川	0.0km～約5.1km（石ヶ瀬川合流点から二級河川上流端）	約5.1 km
砂川	0.0km～約1.5km（境川合流点から二級河川上流端）	約1.5 km
明神川	0.0km～約0.3km（境川合流点から二級河川上流端）	約0.3 km
皆瀬川	0.0km～約4.8km（境川合流点から二級河川上流端）	約4.8 km
正戸川	0.0km～約2.9km（境川合流点から二級河川上流端）	約2.9 km
阿野川	0.0km～約0.3km（正戸川合流点から二級河川上流端）	約0.3 km
井堰川	0.0km～約1.9km（境川合流点から二級河川上流端）	約1.9 km
茶屋川	0.0km～約2.8km（境川合流点から二級河川上流端）	約2.8 km
若王子川	0.0km～約1.8km（境川合流点から二級河川上流端）	約1.8 km
前川	0.0km～約2.1km（境川合流点から二級河川上流端）	約2.1 km
小石川	0.0km～約2.8km（境川合流点から二級河川上流端）	約2.8 km
新寺田川	0.0km～約0.5km（境川合流点から二級河川上流端）	約0.5 km
井守川	0.0km～約0.3km（境川合流点から二級河川上流端）	約0.3 km
逢妻川	0.0km～約10.7km（境川合流点から二級河川上流端）	約10.7 km
恩田川	0.0km～約2.5km（逢妻川合流点から二級河川上流端）	約2.5 km
発杭川	0.0km～約6.7km（逢妻川合流点から二級河川上流端）	約6.7 km
後川	0.0km～約0.5km（逢妻川合流点から二級河川上流端）	約0.5 km
流れ川	0.0km～約0.9km（逢妻川合流点から二級河川上流端）	約0.9 km
水干川	0.0km～約3.6km（逢妻川合流点から二級河川上流端）	約3.6 km
逢妻女川	0.0km～約14.7km（逢妻川合流点から二級河川上流端）	約14.7 km
布袋子川	0.0km～約2.5km（逢妻女川合流点から二級河川上流端）	約2.5 km
逢妻男川	0.0km～約12.4km（逢妻川合流点から二級河川上流端）	約12.4 km

## 2.3 河川整備計画の対象期間

本河川整備計画の対象期間は概ね30年とする。

## 2.4 洪水や高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水被害から守るため、流域内の調節施設等により流出抑制を図るとともに、築堤、河道掘削、護岸等の設置等の治水整備を実施する。

本川及び支川の整備にあたっては、本川下流部の整備の進捗を十分踏まえて、中上流部の整備や支川の整備を進めるなど、本支川及び上下流間バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う。

計画対象期間内における治水対策の目標については、境川においては背後地の地盤高が低く、破堤・越水時の浸水被害が広範囲にわたり、甚大な被害が発生する恐れのある下流の区間は年超過確率 1/20 の規模の降雨(毎年その規模を超える降雨が発生する確率が 1/20、24 時間 252mm)による洪水流量を安全に流下させることを目標とし、中流は年超過確率 1/10 の規模の降雨(毎年その規模を超える降雨が発生する確率が 1/10、24 時間 204mm)が発生した場合においても、洪水流量を安全に流下させることを目標とする。逢妻川においては背後地の地盤高が低いことから、境川と同様の理由により、全川を超過確率 1/20 (24 時間 244mm)が発生した場合においても、洪水流量を安全に流下させることを目標とする。

また、境川の上流及び支川については、整備区間においては年超過確率 1/5 の規模の降雨(毎年、その規模を超える降雨が発生する確率が 1/5、24 時間雨量 164mm)にて発生する洪水流量を安全に流下させるとともに、整備を実施しない区間も含めて年超過確率 1/10 の規模の降雨が発生した場合において溢水させないことを目標とする。

高潮対策については、伊勢湾台風規模の高潮による浸水被害の防止を図る。

地震・津波対策については、施設計画上の津波(河口が位置する地域海岸における設計津波の水位 T.P. 3.2m)に対し必要な機能を確保するため、水門の耐震対策など必要な対策を実施する。対策の実施にあたっては「第3次あいち地震対策アクションプラン」(平成 26 年 12 月)に基づき海岸管理者等とも連携して、着実に対策を進めていく。

また、堤防、樋門等の河川管理施設の機能を継続して確保するため、巡視、点検、維持補修、機能改善、長寿命化等による計画的・効率的な維持管理を行い、常に良好な状態を維持する。また、必要に応じて施設管理の高度化、効率化を図っていく。

一方、目標とする治水安全度を超える規模の洪水や、整備途上段階での施設能力を超える洪水に対しては、発生した被害に応じて必要な対策を講じる。また、雨量や河川水位等の防災情報を迅速かつ的確に関係市町へ提供し、水防活動を支援する。

さらに、災害時のみならず平常時から、住民が浸水被害に対する認識を高めるとともに身を守るためにとるべき行動を知識として身につけ、行動できる人づくりを行う必要がある。そのため、関係市町の洪水ハザードマップ作成の支援、水防体制の強化、水害対策に対する地域住民との連携に努め、想定される被害の軽減を図ることを目標とする。

また、施設画面上の津波を上回る規模の津波に対しては、最大クラスの津波による津波浸水想定を踏まえてハード・ソフトの施策を組み合わせた「多重防御」による津波防災地域づくり等により減災を目指していく。

## 2.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

新境橋地点の平成9年から平成22年までの過去14年間での平均低水流量は約1.1m<sup>3</sup>/s、平均濁水流量は約0.7m<sup>3</sup>/sである。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後の水利用の動向や下水道整備の状況等の河川及び流域における諸条件の変化を十分に把握した上で動植物の生息・生育環境、親水や景観等の河川環境に配慮した必要な流量を設定するため、今後も関係機関と連携し、流況等の把握に努める。

## 2.6 河川環境の整備と保全に関する目標

上流域では森林、中流域では林地や水田等の里地、下流域ではヨシ群落等、河口部では浅場などの自然環境を有していること、中流域を中心に河川緑地が整備され地域住民の身近な水辺空間となっている。このことから、河川整備にあたっては、河川環境の整備と保全に努めるものとし、治水との調和や、整備に伴う自然環境への影響の緩和などを図るとともに、関係機関や地域住民と連携しながら、川づくりを推進する。

### 【動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・再生】

動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・再生については、河川整備区間を中心に多様な動植物の生息・生育・繁殖環境及び生態系ネットワークの形成に配慮するため、関係機関や地域住民と連携し、以下のような多自然川づくりに努める。

- ・水際植生等の保全・再生
- ・変化のある水際線・河床形態の維持・形成
- ・落差工等の段差解消や魚道の設置

また、整備を行った区間においては、継続的にモニタリングし、必要に応じて改善に努める。

### 【川とふれあえる場の維持・形成】

川とふれあえる場の維持・形成については、散歩、ジョギング、釣りなどへの利用状況や、地元からの要望や地域の意見、関連する計画等を踏まえ、階段等の整備を行い、川とふれあうことのできる親しみやすく潤いのある河川空間の維持・形成に努める。なお、整備に際しては自然環境の保全等にも配慮する。

### 【良好な景観の維持・形成】

良好な景観の維持・形成については、田園風景など周辺環境と調和した水辺空間の維持・形成に努める。

#### **【水質の改善】**

水質の改善については、流域の土地利用状況や開発状況、地域住民の河川空間の利用状況等を踏まえ、下水道等を整備する関係機関等と連携を図り、良質な水質となるよう改善に努める。